○被害者支援推進本部設置要綱の制定について

平成10年９月17日例規（務・総・生総・地総・刑総・交総・備総）第47号

この度、被害者支援（被害者支援推進要綱（平成９年12月25日例規（務・総・生総・地総・刑総・交総・備総）第80号）第１に規定する被害者支援をいう。以下同じ。）を効果的に推進するため、別記のとおり被害者支援推進本部設置要綱を制定し、平成10年９月17日から運用することとしたので、その運営に協力するとともに、積極的かつ効果的な被害者支援の推進に努められたい。

なお、「大阪府警察被害者対策推進委員会設置要綱の制定について」（平成９年12月25日例規（務）第81号）は、廃止する。

別　記

被害者支援推進本部設置要綱

第１　推進本部の設置

１　設置

警察本部に被害者支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

２　任務

推進本部は、被害者の要望に組織的に対応し、被害者支援を効果的に推進するための方策を検討するとともに、その推進の中核として、被害者支援を積極的に推進することを任務とする。

３　構成

(１)　推進本部は、本部長、副本部長、幕僚、班長及び班員をもって構成する。

(２)　推進本部の編成は、別表１のとおりとする。

(３)　班員は、本部長が指定するものとする。

第２　推進本部の運営

１　会議

(１)　推進本部は、幕僚会議及び班長会議をもって運営するものとする。

(２)　幕僚会議にあっては被害者支援の推進に係る重要な事項について協議し、班長会議にあっては幕僚会議に付議される事項について事前に協議・検討を行うものとする。

(３)　幕僚会議は、本部長、副本部長及び幕僚をもって構成し、本部長が必要の都度招集する。

(４)　班長会議は、副本部長及び班長並びに後記２の(２)に規定する被害者支援室の室長をもって構成し、副本部長が必要の都度招集する。

２　支援室の設置

(１)　被害者支援に係る具体的な施策の企画及び検討を行うため、推進本部に被害者支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(２)　支援室は、室長及び室員をもって構成する。

(３)　支援室の編成は、別表２のとおりとする。

３　その他

推進本部の班長は、別表１に定める分掌事務に係る施策について検討し、その結果を支援室の室長を経由して本部長に報告するものとする。

第３　所属における推進体制の確立

所属長は、所属における被害者支援の推進体制を確立し、被害者支援を組織的に推進するものとする。

第４　報告

所属長は、被害者支援に関する情報を入手したとき、又は被害者支援に係る施策を実施したときは、その都度、総務部長（府民応接センター）あて報告するものとする。

前　文（抄）（令和５年３月31日例規（務）第40号）

令和５年４月１日から実施することとしたので、了知されたい。

別表１

推進本部編成表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 本部長等 | 班名 | 班長 | 班員 | 分掌事務 |
| 本部長 | 総括 | 府民応接センター被害者支援官 | 府民応接センター員　８人 | １　被害者支援の総合的な企画、立案及び検討に関すること。 |
| 総務部長 |
| 副本部長 |  |  |  | ２　犯罪被害者等給付金に関すること。 |
| 総務部参事官（総務課長） |  |  |  | ３　国外犯罪被害弔慰金等に関すること。 |
| 刑事部参事官 |  |  |  | ４　各班の調整に関すること。 |
| 幕僚 |  |  |  | ５　特命事項に関すること。 |
| 府民応接センター所長 | 総務 | 総務課企画第二担当課長補佐 | 総務課員　１人 | 被害者支援についての総務部内の調整に関すること。 |
| 警務課長 |  | 府民応接センター管理官（調整・広聴相談担当） | 府民応接センター員　１人 | 被害相談に関すること。 |
| 生活安全総務課長 |
| 地域総務課長 |
| 刑事総務課長 |
| 交通総務課長 |
| 警備総務課長 |  | 広報課広報第一担当課長補佐 | 広報課員　２人 | 被害者支援の広報に関すること。 |
| 第一方面本部副方面本部長 |
|  |  | 会計課管理官（予算担当） | 会計課員　２人 | 被害者支援の予算に関すること。 |
|  | 警務 | 警務課企画第一担当課長補佐 | 警務課員　２人 | 被害者支援についての警務部内の調整に関すること。 |
|  |  | 教養課計画担当課長補佐 | 教養課員　２人 | 被害者支援に係る教養に関すること。 |
|  | 第一方面本部統括官 | 第一方面本部員　１人 | 警察署への被害者支援の推進に係る指導に関すること。 |
| 生活安全 | 生活安全総務課管理官（企画担当） | 生活安全総務課員　１人 | 被害者支援についての生活安全部内の調整に関すること。 |
|  |  | 少年課少年補導官 | 少年課員　３人 | 被害者である少年に対する被害者支援に関すること。 |
|  | 地域 | 地域総務課管理官（企画担当） | 地域総務課員　３人 | 被害者支援についての地域部内の調整に関すること。 |
|  | 刑事 | 刑事総務課管理官（総括担当） | 刑事総務課員　２人 | 被害者支援についての刑事部内の調整に関すること。 |
|  |  | 捜査第一課管理官（性犯罪事件捜査担当） | 捜査第一課員　４人 | 遺族及び身体犯の被害者に対する被害者支援に関すること。 |
|  |  | 捜査第四課管理官（保護対策担当） | 捜査第四課員　２人 | 暴力団被害者の保護対策に関すること。 |
|  | 交通 | 交通総務課管理官（企画担当） | 交通総務課員　１人 | 被害者支援についての交通部内の調整に関すること。 |
|  |  | 交通捜査課管理官（計画・指導担当） | 交通捜査課員　２人 | 交通事故の被害者に対する被害者支援に関すること。 |
|  | 警備 | 警備総務課管理官（企画担当） | 警備総務課員　１人 | 被害者支援についての警備部内の調整に関すること。 |

別表２

支援室編成表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 室長 | 担当名 | 室員 |
| 府民応接センター所長 | 総合支援 | 府民応接センター被害者支援官 |
|  | 本部長が指定する府民応接センター員２人 |
|  | 身体犯被害支援 | 刑事総務課管理官（総括担当） |
|  |  | 本部長が指定する刑事総務課員１人 |
|  |  | 捜査第一課管理官（性犯罪事件捜査担当） |
|  |  | 捜査第一課情報分析担当課長補佐 |
|  | 暴力団被害支援 | 捜査第四課管理官（保護対策担当） |
|  |  | 本部長が指定する捜査第四課員２人 |
|  | 被害少年支援 | 少年課少年補導官 |
|  |  | 少年課対策担当課長補佐 |
|  |  | 本部長が指定する少年課員２人 |
|  | 交通事故被害支援 | 交通捜査課管理官（計画・指導担当） |
|  |  | 本部長が指定する交通捜査課員２人 |
|  | 訪問・連絡活動 | 地域総務課管理官（企画担当） |
|  |  | 地域総務課企画第二担当課長補佐 |
|  |  | 本部長が指定する地域総務課員１人 |
|  | 特命 | 警務課管理官（企画第二・第四担当） |
|  |  | 本部長が指定する警務課員２人 |